

□ 特集

2019. 8

【涼風・税務読本】

ズームアップ 平成31年度税制改正

まえがき

平成31年度税制改正でありながら、既に平成が終わりを告げた本年は、安倍政権になってから、早くも6回目の税制改正です。当初3年間は、デフレ脱却に重きをおいた内容でしたが、その後雇用の増加及び所得拡大に舵を切り、税制で後押ししてきました。功を奏し、本年2019年1月にいざなぎ景気を超えたと言われました。こうした景況感のさなか、「今こそ、少子高齢化と言う構造的な課題への対処に踏み込み出していく必要がある」と与党税制改正大綱が謳って今年の税制改正がなされました。

しかし、今年の改正項目には、原理的な新機軸を打ち出したものは見当たらず、少子高齢化対策と言えるほどの改正項目も無きに等しく、今年の改正法案の総頁数は例年の半分程度の分量にしか過ぎませんでした。

今年の税制改正の重心は所得税・資産税中心の個人課税分野です。所得税では、本年10月に消費税10%への引き上げを確実に実施するため、住宅ローン控除を拡充した事、ふるさと納税の返礼品競争の過熱ぶりに歯止めをかける整備をした事が目立っています。資産税では、昨年大きく改正がなされた事業承継税制の個人版が創設された事、その一方で、小規模宅地等の特例の事業用宅地等

の適用への制約を大きくしている事、また、民法相続法の改正に伴う相続税法の改正として配偶者居住権の創設がなされた事などが目立っています。

今年の税制改正項目

平成31年度の税制改正は、〔個人所得課税分野〕〔資産課税分野〕〔企業関連税制分野〕〔消費税法分野〕〔国際課税分野〕〔税制周辺制度整備の施策分野〕の各分野で行われました。

期限延長や簡易見直し以外の各改正分野での主要な改正項目は、次の通りです。そのうち、◎を付けたものをズームアップし、後掲しました。

- 〔個人所得課税分野〕
- ◎住宅ローン控除の消費税増税時特例の創設
- ◎ふるさと納税の見直し
- ◎子どもの貧困に対応する住民税の非課税措置
- ◎森林環境税の創設
- 公的年金等の扶養親族等申告書の提出見直し
- 配偶者に係る控除適用の見直し
- 〔資産課税分野〕
- ◎個人事業用資産の事業承継税制の創設
- ◎空き家譲渡の3000万円控除の見直し
- ◎事業用の小規模宅地特例の見直し
- ◎一括贈与非課税措置の見直し

- ◎成年年齢（20歳→18歳）に伴う対応
- ◎配偶者居住権の評価方法の相続税法への法定化
- ◎特別寄与料に係る相続税の課税
〔企業関連税制分野〕
- ◎イノベーション促進研究開発税制の見直し
- ◎事業継続力強化設備投資促進税制の創設
- ◎みなし大企業の範囲の見直し
- ◎特別法人事業税の創設
- ◎仮想通貨の評価方法の見直し
〔消費税制分野〕
- ◎金の密輸入に係る仕入税額控除制度の見直し
- ◎車体課税の見直し
- 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上
〔国際課税分野〕
- 過大支払利子税制
- 移転価格税制の見直し
- 外国子会社合算制度の見直し
〔税制周辺制度整備の施策分野〕
- ◎義務的報告を求める情報照会措置の創設
- 法人の電子申告の義務化に伴う措置

前年以前の税制改正で、平成31年（2019年）に施行される主なものに、次のものがあります。

- 消費税率の10%への増税
- 国際観光旅客税の創設

住宅ローン控除の消費税増税時特例の創設をズームアップしてみます

消費税率の引上げに端を発する駆け込み需要増とその反動での需要冷え込みを抑制し、変動の平準化を期すために、消費税率2%アップの10%が適用される住宅取得等をした場合の住宅ローン控除の控除期間を10年から13年間に延長する特例が設けられました。

その内容はまず、入居1～10年の10年間部分については、何の変更もされません。

入居11～13年の延長期間3年間で消費税率増税2%部分の控除がなされ、増税負担の還元をし

ています。

次のいずれか低い金額が税額控除額とされます。

- ①消費税抜き建物購入価格の2%÷3年
- ②住宅ローン年末残高の1%

この期間の控除はローン残高とは原則無関係ですが、ローン期間が短く、残高が低い場合には増税分2%の還元は不十分となります。

この改正は、令和1年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）12月31日までの間に購入住宅を居住の用に供した場合に適用されます。

なお、所得税額から控除しきれない額の個人住民税額から控除する制度についても、入居11～13年についての期間拡充がなされています。

ふるさと納税の見直しをズームアップしてみます

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているとされる自治体については、ふるさと納税の適用除外とする制度改編が行われました。

総務省は、①金銭類似性の高いもの、②資産性の高いもの、③価格が高額のもの、④返礼割合の高いものを自粛するよう呼びかけてきたところです。今年の地方税法の改正では、まず、地方自治体が適用申請し、指定基準に適合するかチェックされ、認可自治体として指定を受けるものとされました。その認定基準として、①返礼品調達割合3割基準、②地場産品基準が設けられました。ただし、総務省としては、これ以外に③募集経費総額5割基準や④適正募集基準も掲げており、募集の寄附者への返礼品一時所得該当周知の義務を課しています。

対象自治体の指定は、原則として1年単位で行うこととし、指定対象期間は毎年10月1日からその翌年9月30日までの期間とするものですが、令和1年度（2019年）にあっては、原則として、指定対象期間を令和1年（2019年）6月1日から令和2年（2020年）9月30日までの1年4ヶ月間とし、総務大臣が1年4ヶ月の期間を指定対象期

間とすることが適当でないとする自治体については、令和1年（2019年）6月1日から同年9月30日までの4ヶ月間とされます。

ふるさと納税は、低所得者には恩恵はなく、高所得者に対し有利な制度で、垂直的公平の理念に反し、返礼品の部分は、「寄附金」に該当しないはず、という議論は依然残ったままです。

子どもの貧困に対応する住民税の非課税措置をズームアップしてみます

子どもの貧困に対応するために、「単身児童扶養者」即ち、児童扶養手当の支給を受けている未婚の父又は母（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く）が、住民税の非課税措置の対象となりました。

ひとり親家庭には、従来、寡婦控除により税制面では配慮をしてきました。しかし、寡婦控除は、配偶者と離別又は死別した場合にのみ適用されるため、未婚のひとり親家庭には適用されません。厚生労働省の調査では、未婚のひとり親家庭が年々増えていることから、寡婦控除の見直しが検討されています。

しかし今改正では、法律婚が形骸化する等の反対意見も多いため、結論を出さず、来年の税制改正に見送る事となりました。その見直しに先だって、この改正は、令和3年度分（2021年度分）以後の個人住民税について適用されます。

森林環境税の創設をズームアップしてみます

地球温暖化防止、災害防止、国土保全や水源の涵養等のために市町村が行う森林整備のための財源に充てるため、森林環境税が創設されました。

1月1日に国内に住所を有する個人に対し、年額1000円を賦課する国税の均等割税で、地方自治体が個人住民税均等割税と併せて代理徴収し、同

時に、国は自治体に「森林環境譲与税」としてそれを譲与し、自治体は森林整備等に充てるというものです。

非課税や課税免除の基準は住民税均等割と同じで、制度の適用は、令和6年度（2024年度）からとされています。これは、復興特別住民税均等割とも言うべき、道府県民税、市町村民税各500円（総計1000円）を、平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）までの10年間にわたり加算してきている実績を引継ぐものです。

個人事業用資産の事業承継税制の創設をズームアップしてみます

法人版事業承継税制（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除）の個人版として、青色申告をしている個人事業者の事業承継税制が、現行の事業用小規模宅地特例との選択適用として、創設されました。

400㎡までの事業用の宅地、床面積800㎡までの建物、償却資産税や営業用車両自動車税・軽自動車税の課税対象となっているもの等の減価償却資産について、課税価格の100%に対応する相続税額・贈与税額を納税猶予とするものです。

担保の提供が必要で、相続税・贈与税の申告期限後、終身に亘る事業継続・資産保有、3年毎の「継続届出書」の税務署への提出などの要件があります。

承継者の死亡・一定の重度障害・一定の災害の場合、破産決定の場合、申告期限から5年経過以後に次の後継者へ事業用資産を贈与し、その後継者がその事業用資産について贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合、などでは猶予全税額が免除されます。

経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合は、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、猶予税額及び利子税を納付しなければなりません。その場合の差額は免除されます。

そして、猶予取消しの場合には、免除はありません。また、貸付事業（アパート、駐車場等）は、この特例措置の対象外です。

平成31年（2019年）1月1日から令和10年（2028年）12月31日までの相続・贈与について適用します。ただし、令和6年（2024年）3月31日までの間に承継計画を都道府県に提出した場合に限られています。

空き家譲渡の3000万円控除の見直しをズームアップしてみます

被相続人の居住用家屋だった空き家に係る譲渡所得の3000万円特別控除の特例について、被相続人が老人ホーム等に入所をしたことにより空き家になっていた場合でも、その家屋及びその敷地の用に供されていた土地等は、次に掲げる要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとしてこの特例の適用を可とすることとされました。また、相続・遺贈による取得者は相続人と包括受遺者に限定され、特定受遺者は除かれました。

① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと。

② 被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

この改正は、平成31年（2019年）4月1日以後に行われる被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡について適用されます。

事業用の小規模宅地特例の見直しをズームアップしてみます

小規模宅地等の特例は、基礎控除並みに多額の控除がされるため、近年相続税の大きな節税策の一つとして用いられることが多い特例です。

その節税封じのための改正が昨今相次いでいました。今改正は、相続開始を見計らった土地の取得の節税効果を無にすることです。

平成31年（2019年）4月1日以後に相続等により取得する財産について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）を除外することとなりました。

一括贈与非課税措置の見直しをズームアップしてみます

教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の適用を受ける受贈者について、贈与があった年の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には適用できないとの所得要件が設けられました。

また、教育資金の一括贈与非課税措置について、23歳以上の者の教育資金の範囲について、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用（留学渡航費等）、③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの、に限定されることになりました。

また、残高に対する贈与税の課税について、30歳到達時において、現に①学校等に在学し又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税は課税されず、その後、①又は②に該当する期間がなかった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとされました。ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税が課税されます。

さらに、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合、を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することになりました。

成年年齢（20歳→18歳）に伴う対応をズームアップしてみます

平成30年（2018年）6月13日に民法改正法が成立し、成年年齢が20歳から18歳となりました。この施行は、令和4年（2022年）4月1日です。

それを承けて、税法上の対象年齢を20歳から18歳に引き下げる様々な規定の改正がありました。以下、一覧列举してみます。

- ①相続税の未成年者控除の対象となる相続人
- ②相続時精算課税制度における受贈者
- ③直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例における受贈者
- ④非上場株式等に係る贈与税の納税猶予における受贈者
- ⑤NISA非課税口座を開設できる居住者
- ⑥未成年者口座ジュニアNISAの開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる居住者
- ⑦国税犯則調査手続における臨検等及び国税徴収手続における捜索の立会人並びに税理士となる資格を有する者

上記⑤と⑥は令和5年（2023年）1月1日からの適用で、他は改正民法の施行日からの適用です。

配偶者居住権の評価方法の相続税法への法定化をズームアップしてみます

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が公布され、新たに配偶者居住権が創設され（民

1028）、これを承けて相続税法に配偶者居住権等の評価の規定が今年の税制改正で創設されました。意外にも、評価通達ではなく相続税法の改正です。

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物に無償で終身居住し続ける一身専属権のことで、①遺産分割協議、②遺贈（死因贈与を含む）、③家庭裁判所の審判のいずれかの方法により取得するものです。

主に再婚家庭における相続で、残された配偶者の居住権を長期的に保護するというのが立法の趣旨でした。また、高齢配偶者が現金等の居住用財産以外の財産を取得しやすくするという狙いがあるようです。

しかし、民法上も、税法上も再婚家庭に限定しておりません。小規模宅地のように節税策の一つとして利用し得るとして注目もされています。

配偶者居住権の登場により、建物・土地の相続税評価額は、配偶者居住権の付着した土地・建物の評価額と配偶者居住権の評価額との合計となりました。

配偶者居住権の付着した土地の評価額は、相続税評価額に余命年数の複利原価率を乗じた額となり、配偶者居住権の付着した建物の評価額は、建物残存耐用年数より余命年数が大きい場合は、ゼロとなります。そして、土地と建物の相続税評価額からこの配偶者居住権の付着した土地と建物の評価額を差し引いた価格が配偶者居住権の評価額となります。

配偶者居住権に係る建物及びその敷地は、物納劣後財産の範囲に加わりました。

配偶者居住権設定登記の登録免許税は、居住建物の固定資産税評価額の1000分の2の税率とされました。

この改正は、令和2年（2020年）4月1日からの適用です。

特別寄与料に係る相続税の課税をズームアップしてみます

平成30年（2018年）度民法相続編の改正により、特別の寄与料が創設されました。被相続人に対して、相続人以外の親族が無償で療養看護などの労務提供をした場合に、相続人に対して特別寄与料の支払いを請求できる権利です。

似たような制度に特別寄与分がありますが、こちらは、相続人であることが前提で、特別な寄与をした者が、他の相続人に対して、特別寄与分の請求ができる制度です。

特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税されます。

相続税の申告期限後に特別寄与料の額が確定した時は、相続税の更正の請求の対象になります。

この改正は、令和1年7月1日からの適用です。

イノベーション促進研究開発税制の見直しをズームアップしてみます

今までの研究開発税制は、①試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）、②中小企業技術基盤強化税制、③特別試験研究に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）、④試験研究費が増加した場合の税額控除制度（高水準型）の4つの制度（①と②は選択）によって構成されていました。

試験研究費の増加インセンティブ強化の観点から、試験研究費総額の控除率（6～14%）とし、法人税額控除限度を25%（一定のベンチャーは40%）に引き上げるなどの見直し措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合しました。

研究開発投資の「質」の向上を目指して、大学や特別研究機関への委託共同研究30%、研究開発型ベンチャーへの委託共同研究25%、その他の民間企業への委託共同研究20%の控除率とし、オープンイノベーション型の法人税額控除限度を10%に上げました。

試験研究費の増加を促しつつ、企業規模を考慮した、売上と試験研究費の割合を控除率に反映させ、試験研究費総額の控除率（12～17%）とし、中小企業技術基盤強化税制の法人税額控除限度額を25%にしています。

これらの改正は、平成31年（2019年）4月1日以後開始する事業年度からの適用となります。

事業継続力強化設備投資促進税制の創設をズームアップしてみます

事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、中小企業者が行った防災・減災設備への投資を対象に特別償却ができる制度が創設されました。取得価額の20%の特別償却ができる制度で、税額控除については手当されていません。

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者で、中小企業等経営強化法の施行の日から令和3年（2021年）3月31日までの間に、事業継続力強化設備等の取得をして、その事業の用に供した場合の特例です。

事業継続力強化設備とは、認定計画書に記載された機械装置、器具備品及び建物附属設備のうち、①1台の取得価額が100万円以上の機械装置、②1台の取得価額が30万円以上の器具備品、③取得価額が60万円以上の建物附属設備、という条件に当てはまるものを指します。

みなし大企業の範囲見直しをズームアップしてみます

資本金1億円以下でも中小企業に該当しないとされる「みなし大企業」の範囲は、法人税法と措置法とでは異なります。

(1) 法人税法のみなし大企業の範囲

- ①資本金5億円以上の法人に資本の全部を直接間接に所有されている法人
- ②100%グループ内の複数の資本金5億円以上の法人に資本の全部を直接間接に所有されている法人

(2) 措置法のみなし大企業の範囲

- ①資本金1億円超の同一法人及び次の③④の法人に資本の半分以上を直接に所有されている法人
 - ②資本金1億円超の複数の法人及び次の③④の法人に資本の3分の2以上を直接に所有されている法人
 - ③資本金5億円以上の法人の100%子法人
 - ④100%グループ内の資本金5億円以上の法人に資本の全部を直接間接に所有されている法人
- 上記の(2)③④が今年の税制改正で追加され、それにより(2)①②も変わりました。また、この判定では、自己株式は除外されます。この改正の適用開始は、平成31年(2019年)4月1日以後に開始する事業年度からです。

特別法人事業税の創設 をズームアップしてみます

自治体間の税収格差の是正のため、平成20年(2008年)に地方法人特別税(国税)が、また、平成26年(2014年)に地方法人税(国税)が創設されてきました。

この度の、消費税の税率10%への引上げで、自治体間税収格差の原因が新たに生まれるので、地方法人特別税を特別法人事業税(国税)に衣替えして、法人事業税全体の再編成がなされました。

なお、この改正により、法人事業税の税率と特別法人事業税の税率の合計は従来の合計税率にやや少なく近似しており、税負担という意味では、基本的に大きな変更はないようになっています。

特別法人事業税は、国税ですが、従来の地方法人特別税と同じく法人事業税と併せて申告納付します。特別法人事業税の全額は、同時に立法され

た特別法人事業譲与税として都道府県に対し人口を基準として譲与されます(不交付団体に対する制限あり)。

この改正は、令和1年(2019年)10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

仮想通貨の評価方法の見直し をズームアップしてみます

仮想通貨には、外国貨幣のような、また、投資対象の金のような二重の性格がありますが、この度、その評価方法は次の通りとされました。

- ①法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上する。
- ②法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上する。
- ③仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とする。
- ④法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上する。

なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記①及び④を適用しないことができる経過措置があります。

この改正は、平成31年(2019年)4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

金の密輸入に係る仕入税額控除制度の見直し をズームアップしてみます

昨今、消費税率アップに伴い、日本で貴金属類の密輸入による脱税スキームが横行しています。取

り締まりを強化するとともに、当該課税仕入れを行う事業者がその課税仕入れを行う際に、買い取る資産が密輸品であることを知っていた場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。

ここでいう密輸品は、金又は白金の地金に限られず、密輸された全ての資産が対象となります。

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合において、その課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類（運転免許証の写しなど）を保存しない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。（災害により保存できなかったなど、やむを得ない事情がある場合を除きます。）

密輸品仕入れ税額控除不可は、平成31年（2019年）4月1日以後に行う課税仕入れから適用され、金地金仕入本人確認書類保存義務は、令和1年（2019年）10月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

車体課税の見直し をズームアップしてみます

消費税率10%引上げに合わせた車体課税の抜本見直しとして、令和1年（2019年）10月1日以後に新車新規登録を受ける自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率が引き下げられます。本年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率の見直しもあります。

自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和1年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率が1%分軽減されます。これによる地方税の減収は、全額国費により補填されます。

義務的報告を求める情報照会措置の創設 をズームアップしてみます

税務当局による情報照会で、特定事業者への義務的報告を求める次の措置が創設されました。

特定取引（電子情報処理組織を使用して行われる取引で取引者特定が困難である取引）の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者に、特定取引者（1000万円超特定取引を行う者に限る）の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号について、報告を求めることができる、というもので、当事者は所轄国税局長です。

事前に国税庁長官の承認を受ける必要があり、照会を不当に無視、偽りの報告をした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

この改正は、令和2年（2020年）1月1日以後適用となります。

あとがき

賃上げを経営者団体に要求して、協力的な企業には所得拡大促進税制で報いる、などという側面を見ていると、アベノミクスは労働党的政策の推進策に見えますが、次の働き方改革での目玉である同一労働同一賃金も、長時間労働是正も、非正規の言葉一掃も、女性活躍推進も、仕事と子育て介護両立推進なども同じく労働党的政策で、保守の党としては異端の印象をもちつつ、これらについては今後どのような税制報償策を用意してくるのか、楽しみです。